

学校給食での食物アレルギー症状発症事案について

新学期を迎えるこの時期は、新入生や転入生のほか、教職員の異動など環境の変化が訪れます。

食物アレルギーを有する児童生徒たちが安心して学校生活を送れるように、具体的な対応や方針を再度確認し、事故防止の徹底を図り、安全・安心な給食の提供に努めましょう。

以下は、実際に起こった食物アレルギー発症事案です。

【事案1】 2025/2/19

概要 市立小学校で児童3人がアレルギー物質を含んだ給食を食べ、アレルギー症状を発症する事故が起きました。2人が入院しましたが、3人とも翌日までに体調が回復しました。



児童3人はアレルギー物質の「乳」が含まれている「きなこ揚げ米粉パン」を食べ、アレルギー症状を発症しました。

原因 きな粉揚げパンに「脱脂粉乳」が含まれているにもかかわらず、保護者に向けた献立表のアレルギー情報に記載されていませんでした。

【事案2】 2025/6/3

概要 市立小学校で提供した給食で、食物アレルギー対応が必要な児童に誤ってアレルギー食材を提供し、児童が食物アレルギー症状を発症しました。



児童は喫食中、舌の違和感と腹痛がありました。抗アレルギー頓服薬を使用しましたが改善が見られなかったため、エピペンを使用し、病院へ救急搬送されました。当日夕方には症状が落ち着きました。

原因 児童はアレルギーを持っており、「キャロットスープ」のルーに「小麦」が含まれていたことによる誤食でした。アレルギー除去食を管理するシステムに、児童の食物アレルギー情報を入力する際、漏れがありました。そのため調理場への除去食調理の指示書に誤りが生じ、学校にも正しい除去食の情報が伝わっていませんでした。

【事案3】 2026/1/27、30

概要 区立小・中学校3校において、ナッツ（くるみ、カシューナッツ等）アレルギーがある複数の児童・生徒が、給食後、アレルギー症状を発症したおそれのあることがわかっています。発症した児童・生徒は全員回復しています。



原因 食材納入業者より、給食に使用された「アーモンドプードル」の中に「クルミローストパウダー」が混入していた可能性があるとの報告がありました。

令和8年4月1日、【食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府令第34号)】が公布され、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第14に「カシューナッツ」が追加されました。

これまでは表示が推奨される品目でしたが、健康被害の急増を受け、表示が義務化されます。

経過措置期間は2年間(2028.3.31まで)です。

また同日、通知【「食品表示基準について」の一部改正について(消食表第237号)】により、表示を推奨する「特定原材料に準ずるもの」には「ピスタチオ」が追加されました。

これにより食物アレルギー表示は、表示義務のある「特定原材料」9品目と、表示を推奨する「特定原材料に準ずるもの」20品目になります。

「特定原材料」【表示義務】(9品目)

えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、落花生

「特定原材料に準ずるもの」【表示推奨】(20品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

